○総務省告示第百三十六号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の二の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「規則」という。）第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に告示する事故は、次のいずれかに該当するものとする。

1　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）の故障により発生した事故

2　局設置遠隔収容装置の故障により発生した事故であって、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの

3　デジタル加入者回線アクセス多重化装置の故障により発生した事故であって、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの

二　規則第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に定める様式は、別記様式のとおりとする。

三　規則第七条の二第二項に規定する総務大臣が別に告示する軽微な事故は、次のいずれかに該当するものとする。

1　利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備の故障により発生した事故であって、その影響の範囲が同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に限られるもの

2　端末系伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。）の故障により発生した事故であって、当該故障の箇所が架空線路の区間であるもの

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十年総務省告示第百四十六号（総務大臣が別に告示する事故及び様式を定める件）は、廃止する。

別記様式

事故発生状況報告

年　月分から
年　月分まで

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信主任技術者の氏名

長辺	故障設備	事故発生件数		
		月	月	月
1	移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2	局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置			
3	デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

短辺　（日本工業規格A列4番）

注1　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者の選任を要しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

2　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障が原因で発生した場合は、記載を要しない。

○総務省告示第百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十四号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

表一の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,455.35MHz」に改め、「を超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,503.35MHz」を削り、同表二の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表三の項に掲げる区域の項中「1,443MHz」を「1,455.35MHz」に改め、「を超え1,491MHz以下、1,503.35MHz」を削り、同表四の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,443MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,491MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表五の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表六の項に掲げる区域の項及び七の項に掲げる区域の項中「1,443MHz」を「1,455.35MHz」に改め、「を超え1,491MHz以下、1,503.35MHz」を削り、同表八の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,455.35MHz」に改め、「を超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,503.35MHz」を削り、同表九の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同表十の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,455.35MHz」に改め、「を超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,503.35MHz」を削り、同表十一の項に掲げる区域の項中「1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz」を「1,510.9MHz」に改める。

○総務省告示第百三十八号

平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第五項第三号㈠の規定に基づき、平成十七年総務省告示第八百八十四号（平成十七年総務省告示第八百八十三号の開設指針に基づき、同告示第五項第三号㈠に規定する第三世代用周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

表株式会社ヒヌ・ティ・ティ・ドコモの項中「一、五一〇・九MHz」を「一、五〇三・三五MHz」に改める。

○総務省告示第百三十九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第二条第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第十七号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

国土交通省国土地理院地理空間情報部基盤地図情報課（地図と測量の科学館）の項の次に次のように加える。

環境省国立水俣病総合研究センター（水俣病情報センター）　熊本県水俣市明神町五五の一〇

防衛省防衛大学校総合情報図書館　神奈川県横須賀市走水一の一〇の二〇